

河川環境情報地図ガイドライン（案）第3.0版 改訂概要一覧表

① 第3.0版における章節項	② ①に対応する第2.0版での章節項等	③ ②から①への変更概要及び主な理由	
		変更概要	主な理由
【本書の利用にあたって】	【本書の利用にあたって】	見え消し版を参照 (p1-1)	新システムにおける仕様対応のため
1. 河川環境情報地図データ作成作業	1. 河川環境情報地図データ作成作業 実施要領	見え消し版を参照 (p1-2~p1-7)	新システムにおける仕様対応のため
2. 河川環境情報地図データ作成作業 データファイル仕様	2. 河川環境情報地図データ作成作業 データファイル仕様	-	-
2.1 データファイルの概要	2.1 概要	全文	新システムにおける仕様対応のため
2.2 主題データの構成	2.3 主題データ構成および属性レコードの記載事項 2.3.1 主題データの構成 2.3.3 主題データのファイル名	表2-1~3について、 ・データの内容列及びファイル名列の追加 ・レイヤ名及び属性1~12の更新	・1つの表に集約したほうが分かりやすいと判断したため変更 (元は表2-4~6) ・新システムの仕様に基づく変更
2.3 各主題データの内容	-	-	-
2.3.1 魚類調査	3.2 魚類調査	図表以外は削除し、個別の属性名等や属性の定義を表形式で記載	・関連システムのドキュメントを参考に変更
2.3.2 底生動物調査	3.3 底生動物調査	図表以外は削除し、個別の属性名等や属性の定義を表形式で記載	・関連システムのドキュメントを参考に変更
2.3.3 植物（相）調査	3.4 植物（相）調査	図表以外は削除し、個別の属性名等や属性の定義を表形式で記載	・関連システムのドキュメントを参考に変更
2.3.4 鳥類調査	3.5 鳥類調査	図表以外は削除し、個別の属性名等や属性の定義を表形式で記載	・関連システムのドキュメントを参考に変更
2.3.5 両生類・爬虫類・哺乳類調査	3.6 両生類・爬虫類・哺乳類調査	図表以外は削除し、個別の属性名等や属性の定義を表形式で記載	・関連システムのドキュメントを参考に変更
2.3.6 陸上昆虫類等調査	3.7 陸上昆虫類等調査	図表以外は削除し、個別の属性名等や属性の定義を表形式で記載	・関連システムのドキュメントを参考に変更
2.3.7 河川環境基図作成調査	3.8 河川環境基図作成調査	図表以外は削除し、個別の属性名等や属性の定義を表形式で記載	・関連システムのドキュメントを参考に変更
2.4 属性データの内容	2.3.2 属性データの記述内容 2.3.2 (1) 共通属性	変更箇所無し 変更箇所無し	- -
2.4.1 調査管理番号	2.3.2 (1) 1) 調査管理番号 (全調査項目)	変更箇所無し	-
2.4.2 河川コード	2.3.2 (1) 2) 河川コード (全調査項目)	入出力システムでの確認方法を追加	・利便性の向上のため
2.4.3 調査年度	2.3.2 (1) 3) 調査年度 (全調査項目)	変更箇所無し	-
2.4.4 調査地区番号	2.3.2 (1) 4) 調査地区番号 (全調査項目)	変更箇所無し	-
2.4.5 調査対象環境区分 (水域環境区分) コード 【魚類、底生動物】	2.3.2 (1) 5) 調査対象環境区分 (水域環境区分) コード (魚類、底生動物調査の項目)	変更箇所無し	-
2.4.6 調査対象環境区分 (水際部環境区分コード) 【魚類、底生動物、河川環境基図】	2.3.2 (1) 6) 調査対象環境区分 (水際部環境区分コード) (魚類、底生動物、河川環境基図調査の項目)	変更箇所無し	-
2.4.7 調査回	2.3.2 (1) 7) 調査回 (全調査項目)	変更箇所無し	-
2.4.8 調査年月日	2.3.2 (1) 8) 調査年月日 (全調査項目)	変更箇所無し	-
2.4.9 調査箇所番号	2.3.2 (1) 9) 調査箇所番号	変更箇所無し	-
2.4.10 リンクコード・GIS地区リンクキー・GIS箇所リンクキー	2.3.2 (1) 10) リンクコード	・GIS地区リンクキー、GIS箇所リンクキーの追加 ・リンクコードの入出力システムでの確認方法の追加 ・リンクコード体系の削除	・新システムにおける仕様対応のため ・利便性の向上のため ・リンクコード体系は、システムで自動付番されるため
2.4.11 テキスト	2.3.2 (1) 11) コメント (全調査項目)	・コメントをテキストと変更	・属性名がテキストであるため
2.4.12 漁具分類コード 【魚類】	2.3.2 (2) 魚類調査の属性 2.3.2 (2) 1) 漁具分類コード	変更箇所無し 変更箇所無し	- -
2.4.13 詳細な調査環境コード 【底生動物】	2.3.2 (3) 底生動物調査の属性 2.3.2 (3) 1) 詳細な調査環境コード	変更箇所無し 変更箇所無し	- -
2.4.14 コドラーート番号 【底生動物】	2.3.2 (3) 2) コドラーート番号	変更箇所無し	-
2.4.15 確認位置 No. 【植物】	2.3.2 (4) 植物調査の属性 2.3.2 (4) 1) 確認位置 No.	変更箇所無し 変更箇所無し	- -
2.4.16 確認状態コード 【両生類・爬虫類・哺乳類】	2.3.2 (5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査の属性 2.3.2 (5) 1) 確認状態コード	変更箇所無し 変更箇所無し	- -
2.4.17 観察 No. 【両生類・爬虫類・哺乳類】	2.3.2 (5) 2) 観察 No.	変更箇所無し	-
2.4.18 トランプ設置箇所番号 【両生類・爬虫類・哺乳類】	2.3.2 (5) 3) トランプ設置箇所番号	変更箇所無し	-
2.4.19 トランプ種類コード 【両生類・爬虫類・哺乳類】	2.3.2 (5) 4) トランプ種類コード	変更箇所無し	-
2.4.20 設置トランプ数 【両生類・爬虫類・哺乳類】	2.3.2 (5) 5) 設置トランプ数	変更箇所無し	-
2.4.21 陸上昆虫類等調査方法コード 【陸上昆虫類等】	2.3.2 (6) 陸上昆虫類等調査の属性 2.3.2 (6) 1) 陸上昆虫類等調査方法コード	変更箇所無し 変更箇所無し	- -
2.4.22 基本分類番号 【河川環境基図】	2.3.2 (7) 河川環境基図作成調査の属性 2.3.2 (7) 1) 基本分類番号	変更箇所無し 変更箇所無し	- -
2.4.23 群落コード 【河川環境基図】	2.3.2 (7) 2) 群落コード	変更箇所無し	-
2.4.24 群落表示コード 【河川環境基図】	2.3.2 (7) 3) 群落表示コード	変更箇所無し	-
2.4.25 群落属性 【河川環境基図】	2.3.2 (7) 4) 群落属性	変更箇所無し	-
2.4.26 コドラーート番号 【河川環境基図】	2.3.2 (7) 5) コドラーート番号	変更箇所無し	-
2.4.27 施設コード 【河川環境基図】	2.3.2 (7) 6) 施設コード	変更箇所無し	-
(記載なし)	2.2 データファイルの概要 2.2.1 ファイルの種類 2.2.2 各ファイルの構造 2.2.3 各ファイルのレコード内容 2.2.4 各ファイル名のファイル名定義 3. 河川環境情報地図データ作成作業 項目別データ取得基準細則 3.1 各項目に共通する事項	削除	・旧版の入出力システムの説明箇所のため

見え消し版

表紙から 1 章までの記載について、第 2.0 版からの改訂箇所を見え消し

河川環境情報地図ガイドライン（案）

第 ~~2.03.0~~ 版

~~平成 18 年 7 月 令和 7 年 10 月~~

国土交通省 河川局水管理・国土保全局
河川環境課

目次

1. 河川環境情報地図データ作成作業 実施要領.....1-1

【本書の利用にあたって】

本ガイドライン（案）は、平成 28 年度に改訂された河川水辺の国勢調査（河川版）」の調査マニュアルに基づいて実施した調査結果データを、GIS データ化する際に利用することを目的としている。

~~本ガイドライン（案）は、「河川基盤地図ガイドライン（案）第 2.1 版 平成 13 年 12 月 国土交通省河川局河川計画課」に準拠しており、一部その内容を引用している。~~

（改訂履歴）

平成 12 年 1 月 河川環境情報地図ガイドライン（案） 策定

平成 18 年 8 月 河川環境情報地図ガイドライン（案） 改訂（第 2.0 版）

令和 7 年 10 月 河川環境情報地図ガイドライン（案） 改訂（第 3.0 版）

1. 河川環境情報地図データ作成作業 実施要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、河川環境情報地図データ作成作業におけるデータの計測、構造化編集等の作業方法等を定めることにより、成果品等の規格を統一するとともに必要な精度を確保することを目的とする。

河川環境情報地図データの構成

河川基盤地図データ	基図データ	河川として標準的に整備すべき地図データ 多くの用途に利用できる基盤的データ及び必要最低限の背景図データ 「河川基盤地図ガイドライン（案） 第2.1版 平成13年12月 国土交通省河川局河川計画課」により作成する
その他の地図データ	主題データ	河川環境に関する業務ごとに発生する地図データ
	地理情報データ	標準的に利用できる既整備の地理情報

(主題データの構成と適用範囲)

第2条 河道、沿川、流域の各々に分布する河川環境情報地図で取り扱う主題データは、必要とする詳細さ（位置精度のレベル）が領域によって異なるため、次の2種類の精度で整備する。~~なお、河川環境情報地図は「河川基盤地図ガイドライン（案） 第2.1版 平成13年12月 国土交通省河川局河川計画課」により作成される図面を基図とすることを基本とする。ただし、河川基盤地図が作成されていない場合には、既存のラスター図等を基図として利用できるものとする。~~

精度	対象範囲	対象区間	データの種類
1/2,500 レベル (詳細地図整備)	河道および沿川 200～500mの範囲	河川環境に関する調査が実施される河川区間	河川主題データ
1/25,000 レベル (概略地図整備)	流域全体	全法河川	流域主題データ

(他の規程等との関係)

第3条 河川環境情報地図データ作成作業は、基本的に空間データ基盤作成作業で作成する構造化データのフォーマットに準ずるものとする。他の規程等に特別の定めがある場合を除いて、この要領の定めるところによる。

(作業内容)

第4条 河川環境情報地図データ作成作業においては、デジタルマッピング、1/2,500 河川図、その他の資料図等を計測または取得して構造化編集を行い、データファイルを作成する。

2 ~~データファイルは、標準地域メッシュ二次メッシュ単位に作成する。~~ 対象とするデータ項目は、以下に示す主題データとする。

主題データ (1/2,500)

調査項目	主題名	調査項目	主題名
魚類調査	調査地区範囲	両生類・爬虫類・哺乳類調査	調査地区範囲
	調査対象環境区分(水域)		フィールドサイン調査ルート
	調査対象環境区分(水際部)		フィールドサイン確認場所
	調査対象環境区分(水際部)線		トラップ設置箇所
	調査箇所		無人撮影装置設置位置
	漁具設置箇所		撮影方向
	撮影方向		撮影位置
	撮影位置		川の流れの方向
	川の流れの方向		コメント
	コメント		調査地区範囲
底生動物調査	調査地区範囲		任意採集法調査ルート
	調査対象環境区分(水域)		任意採集法以外の実施地点
	調査対象環境区分(水際部)		撮影方向
	調査対象環境区分(水際部)線		撮影位置
	定性採集範囲		川の流れの方向
	定量採集位置(コドラー位置)		コメント
	定量採集(汽水域)線	河川環境基図作成調査	調査地区範囲
	撮影方向		植物群落
	撮影位置		植物群落組成調査地点(コドラー位置)
	川の流れの方向		植生断面調査 歩行ルート
	コメント		水域環境区分
	植物(相)調査		水際部環境区分
植物(相)調査	調査地区範囲		水際部環境区分線
	踏査ルート		河川横断工作物範囲
	重要種確認位置		樋門・樋管
	特定外来種確認位置		魚道
	撮影方向		撮影方向
	撮影位置		撮影位置
	川の流れの方向		川の流れの方向
	コメント		コメント
	鳥類調査		
	スポットセンサス調査箇所		
	スポットセンサス視野範囲		
	集団分布地		
	撮影方向		
	撮影位置		
	川の流れの方向		
	コメント		

流域主題データ (1/25,000)

調査項目	主題名	備考
魚類調査	調査地区	対象調査地区の中心の位置
底生動物調査	調査地区	対象調査地区の中心の位置
植物(相)調査	調査地区	対象調査地区の中心の位置
両生類・爬虫類・哺乳類調査	調査地区	対象調査地区の中心の位置
陸上昆虫類等調査	調査地区	対象調査地区の中心の位置
河川環境基図作成調査	調査地区	対象調査地区の中心の位置

- 3 河川環境情報地図データの整備更新については、以下の方法に準拠するものである。
- (1) 地図データの整備にあたり基本とする資料は、「平成 1828 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル [河川版]」とする。
 - (2) 地図データの追加は、「河川水辺の国勢調査」実施の都度行う。

(作業方法)

- 第5条 前条第2項の主題データ (1/2,500 レベル) の作成については、本条第1項および第2項で作成された背景データの出力図または 1/2,500 河川図等にデータを記入後、デジタイジングを行って取得するものとする。
- 2 前条第2項の主題データ (1/25,000 レベル) の作成については、本条第4項で作成された背景データの出力図または 1/25,000 地形図等にデータを記入後、デジタイジングを行って取得するものとする。

(作業工程)

- 第6条 作業工程は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 計画・準備作業
- (2) 計測基図作成作業
- (3) 数値データの計測および出力作業
- (4) データファイル作成作業

(工程管理および精度管理)

- 第7条 管理技術者、担当する作業の全般にわたり適切な工程管理および精度管理を行わなければならぬ。
- 2 精度管理の結果は、精度管理表に記録する。
- 3 精度管理等の結果不適当と認められた事項については、監督員に連絡するとともに速やかに是正措置を講じなければならない。

(点検および再点検)

- 第8条 作業者は、各工程の中間および終了時において所要の点検を行い、点検者は、各工程の終了時に再点検を行わなければならない。

(作業区分等の変更)

- 第9条 この要領で定められた作業方法、作業区分および順序については、作業能率を向上し、かつ、必要な精度を保持し得ると認められる場合には、監督員の承認を得て変更することができる。

第2章 計画・準備作業

(要 旨)

第10 条 計画・準備作業とは、全般的な作業計画の立案、作業に必要な資料、物品、器材等の準備、その他次章以下の作業に先立って行うべき予備的な作業をいう。

(作業計画)

第11 条 作業計画の立案に当たっては、一連の作業を効率的に実施するため、「河川環境情報地図データ作成作業データファイル仕様」等に基づき、作業手順、実施方法等について十分考慮しなければならない。

第3章 計測基図作成作業

(要 旨)

第12 条 計測基図作成作業とは、必要に応じて計測に必要な項目を地図・出力図等に明示、補描または不要部分を抹消し、計測用基図を作成する作業をいう。

(計測基図)

第13 条 計測基図は、精度が確認された場合において、監督員の承認を得て拡大図を使用することができます。

2 計測基図は、隣接図葉との接合をとるものとする。接合部に著しい不合が生じる場合は、監督員の指示による。

第4章 数値データの計測および出力作業

(要 旨)

第14 条 数値データの計測および出力作業とは、計測基図からデジタイザ、スキャナ、編集装置等を用いて数値データの計測、属性データの入力、データ編集および出力する作業、もしくは、デジタルマッピングにより数値データの計測を行い、属性データの入力、データ編集および出力する作業をいう。

(数値データの計測作業)

第15 条 マップデジタイズによる数値データの計測作業においては、デジタイザ、スキャナ、編集装置等を用いて、計測基図等から第4条第2項に規定する項目の計測を行う。計測方法は、デジタイザによる直接計測またはスキャナ計測によるラスター・ベクタ変換とする。

2 デジタルマッピングによる数値データの計測作業においては、航空写真測量等により第4条第2項に規定する項目の計測を行う。

3 計測の対象項目の詳細は、「河川環境情報地図データ作成作業データファイル仕様」~~および「河川環境情報地図データ作成作業項目別データ取得基準細則」~~による。

4 計測データに付与される図式分類レイヤコードは、「河川環境情報地図データ作成作業データファイル仕様」による。

(デジタイザ計測)

第16 条 デジタイザによる計測作業においては、計測基図の図郭四隅の計測を行う。図郭四隅の座標は、各図面の計測の前後に各1回計測し、2回の計測値の較差が図上 0.3 mmを超える場合は、当該図面を再計測する。

(スキャナ計測)

第17 条 スキャナ計測作業により計測したデータは、ディスプレイ上に表示し、図形の復元状況

を点検する。点検の結果、図形の脱落・変形がある場合は、再計測する。

2 ラスタ・ベクタ変換は、計測基図に忠実なベクタデータを得ることのできる適切な方法とする。

(デジタルマッピング)

第18条 デジタルマッピング作業においては、図形の平面位置および標高の表現精度の点検を行う。点検の結果、所定の精度が得られない場合は、再処理する。

(属性データの入力)

第19条 計測したデータには、編集装置等を用いて必要な属性情報を入力する。

2 入力する属性データの詳細は、「河川環境情報地図データ作成作業データファイル仕様」による。

(データ編集)

第20条 計測されたデータおよび1/2,500 デジタルマッピングデータ、数値地図 25000 等から取得されたデータは、編集することにより相互に整合を図る。

~~2 地図データは、標準地域メッシュの二次メッシュの図郭四隅を基準とする正規化座標に変換する。正規化座標は、図郭左下を(0.00, 0.00)、右上を(10,000.00, 10,000.00)、右下を(10,000.00, 0.00)、左上を(0.00, 10,000.00)とする。~~

~~3 メッシュデータは、標準地域メッシュ二次メッシュまたは独自のメッシュの図郭四隅を基準とする正規化座標に変換する。~~

~~4 2 異なる作成方法、計測基図等により作成されたデータは、ファイル内および接合部において整合するものとする。特に、街区縁データと建物ラスタデータとの間で整合しない場合は、監督員の指示により街区縁データを修正する。~~

(構造化作業)

~~第21条 計測作業、属性データ入力作業で得られたデータは、編集装置を用いて、対話処理、自動処理およびこれらを併用した処理により以下の構造化を行う。~~

~~(1)属性データと対応づける。~~

~~(2)線データの接続関係を認識する。~~

~~(3)線データをポリゴン認識させ、属性データを付与する。~~

~~2 新たに認識されたポリゴンデータに付与される図式分類コードは、「河川環境情報地図データ作成作業データファイル仕様」による。~~

(隣接図との接合)

~~第22条 データは、隣接図葉間で接合させ、各接合要素の座標値を一致させる。~~

第5章 データファイル作成作業

(要旨)

~~第23条 データは、「河川環境情報地図データ作成作業データファイル仕様」に従い、磁気テープ等の記録媒体に記録し、データファイルを作成する。~~

(データファイルの点検)

第2421条 作成されたデータファイルは、自動製図機等を用いて出力図を作成し、計測基図等と比較対照することにより、データの誤り等を点検する。また、プログラム等によりファイルフォーマットを点検する。

2 出力図は、原則としてデータ項目ごとに計測基図と同縮尺のものを作成する。ただし、必要に応じ監督員と協議の上、計測基図と異なる縮尺や複数のデータ項目についての出力図を作成することができる。

3 点検の結果、データに誤りがある場合には、当該データを修正する。

(成果等)

第2522 条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- (1) データファイル
- (2) 精度管理表
- (3) データファイル作成記録
- (4) 資料
 - ① 計測基図
 - ② 出力図
 - ③ その他の資料